

公告第 465 号

次の森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 23 日

郡山市長 品川 万里

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
集 6	逢瀬町河内字大木立山 2 番 1	9	山林	28.95	50 年	

2 縦覧場所 郡山市ウェブサイト

3 本公告により、郡山市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。